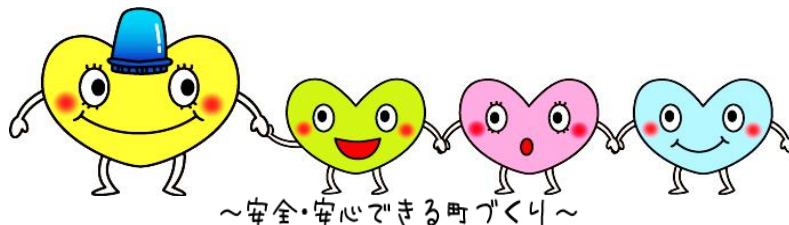


令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設 申請の手引



地域のこころでみんなを守ろう

令和7年3月

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X ：664-0734

問合せ及び提出先
西区役所 地域振興課
住所：西区中央1-5-10
電話番号：320-8392

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

Ⅰ LED防犯灯の新規設置について

1 申請について

【申請】＜電柱へのLED防犯灯の新設＞

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で周囲に明かりが無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている東電柱またはNTT柱がある場所にLED防犯灯を設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション敷地内を照明するもの／公園内を照明するもの／子どもの遊び場内を照明するもの／神社仏閣の敷地内・参道を照明するもの／駐車場内の照明／自治会町内会館の敷地内を照明するもの／民家敷地（庭等）を照明するもの／その他、道路ではない場所を照明するもの 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課） 提出期限内に早めにご提出ください	5月30日（金）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～10月（予定）
施 工 期 間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

また、新設申請の結果については、新設の可・不可に関わらず、令和7年12月までに、各区地域振興課を通じ通知します。

3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和7年5月30日(金) 必着

問合せ・提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
制度問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

＜下記①から③までは必須＞

①令和7年度LED防犯灯新設申請書（電柱共架型）【提出書類1】

②防犯灯配置図

③設置場所の写真

＜申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要＞

④土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

【留意事項】

- 申請にあたっては、必ず、この『申請の手引』を御覧いただき、設置可能な条件等を確認いただくとともに、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- 複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。
- 複数の申請をいただいても、予算の範囲内で設置（市全体で約300灯の予定）しています。地域の皆様が必要と考える場所のうち、防犯灯設置基準を満たすと考えられる場所についての申請をお願いします。
- 令和6年度の実績は、申請のあった自治会町内会について、概ね0～3灯の設置でした。
- 横浜市では、街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

II LED防犯灯を新設申請する際の注意点

＜電柱への新設の注意点＞

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

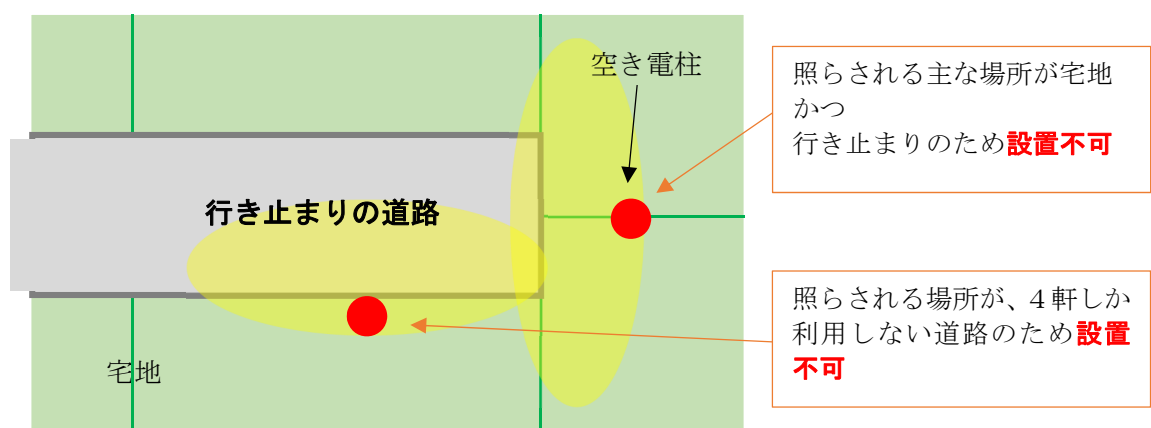
＜場所の選定について＞

(1) 東電柱及びNTT 柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT 柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。

(2) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とします。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所には**設置できません**。

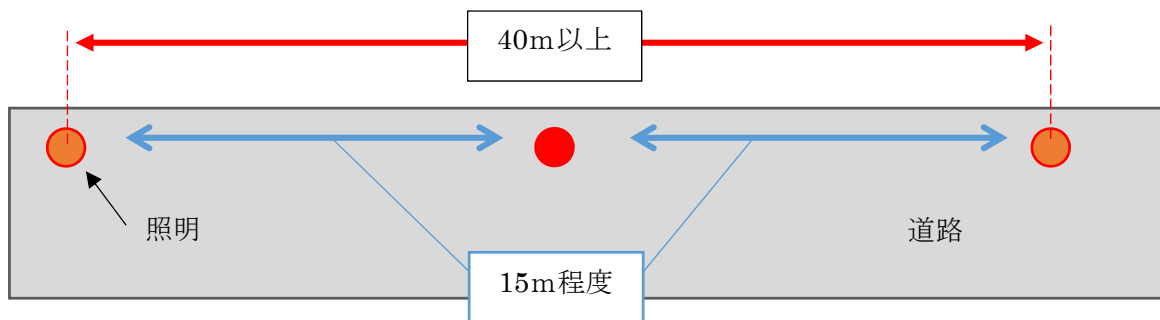
※ 電柱が道路から奥まったところなどにあり、照らされるところの主な場所が道路で無い場合は設置できません。

特定の人 → 玄関が5軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、5軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします。)

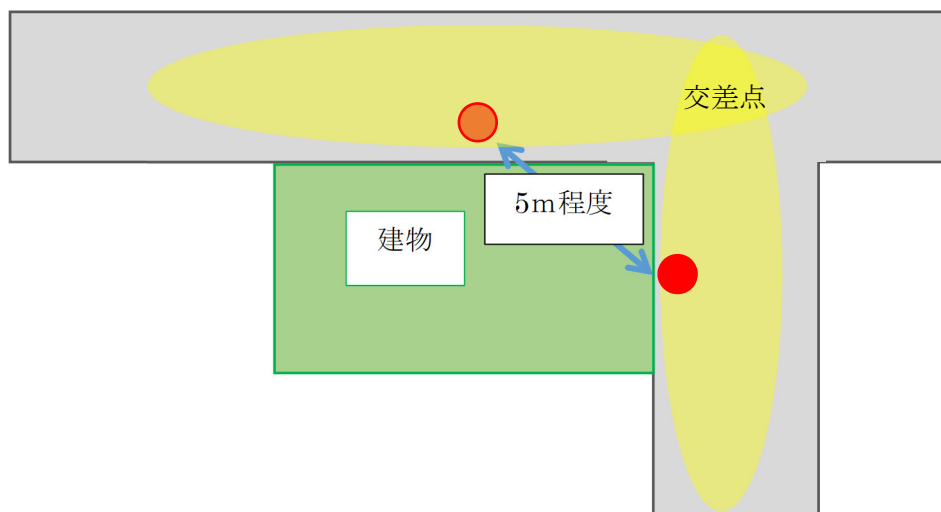


(3) 防犯灯の設置間隔は原則として、屋外照明からおおむね 25m以上とします。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

(例外1) 一番近い照明から 15m程度離れている、かつ両隣の照明間隔が 40m以上離れている場合



(例外2) 交差点付近など、照らされる向きが違い、かつ家屋やマンションなどの建物があり光が広がらない場所については、屋外照明から5m程度とする。
(3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。)



(4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートルとする。

※ 車が通る道路については、道路占用基準により 4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ 4.5m で最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなるため、設置対象外となる可能性があります。

(5) 電柱が私道・私有地にある場合、土地の所有者の設置承諾及びメンテナンス時の立入承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

(6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、継続的に土地所有者または自治会町内会により樹木の剪定、維持管理できる場所とします。
(剪定されず防犯灯の役目を果たしていないものは撤去対象となります。)

<その他>

(1) L E D防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。

ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。

イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。

(2) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、L E D防犯灯を設置するスペースがない場合

(3) 灯具が設置されてからあかりが灯る(通電する)までに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やN T T柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。

(4) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。

Ⅲ 付替制度について

防犯灯の事業費全体は年々増大していますが、物価高騰等により維持管理コストも増大し、現在ある明かりの維持への対応に注力せざるを得ない状況です。

このような状況にあっても防犯灯の新設要望にお応えするため、令和6年度から「付替」を制度化しました。

まちの灯りの変化に伴って必要性が薄くなった箇所から、周囲に明かりが無く、多くの地域の方が通行する道路への灯具の付替について御検討をお願いします。この制度を利用すると、防犯灯の総数が変わらないため、市の維持管理コストを据え置きながら、必要な場所に明かりを確保することができます。

<付替とは>

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所（※）がある場合は、その“もったいない状態”で設置された防犯灯を撤去し、代わりに、明かりが必要な場所にある電柱に灯具を再設置することを指します。

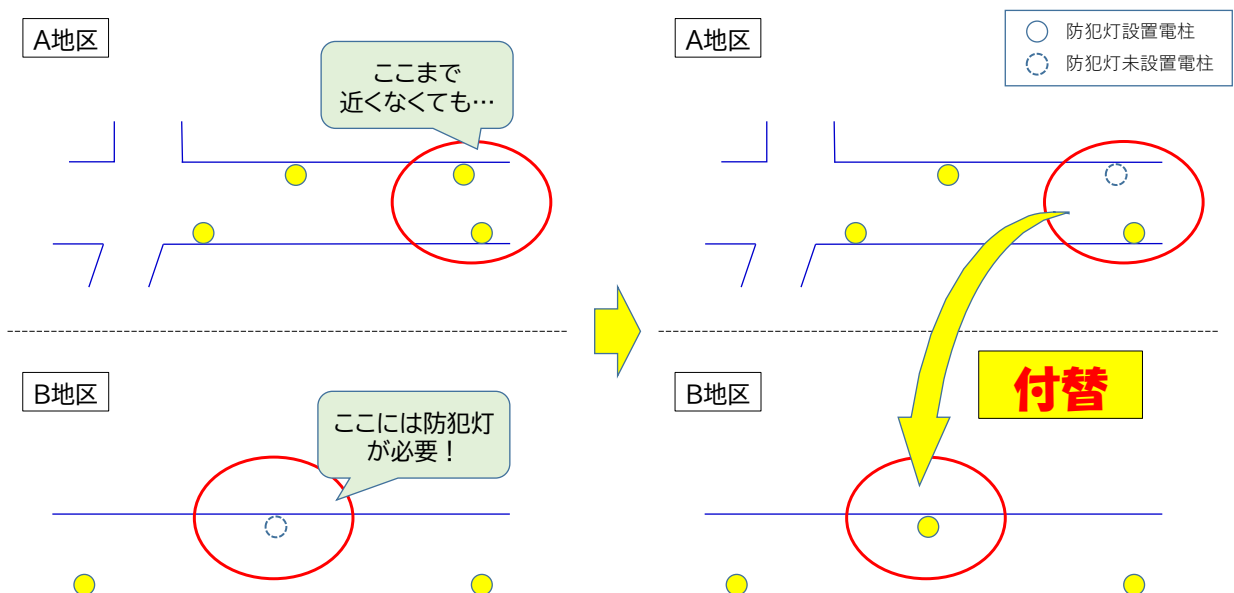
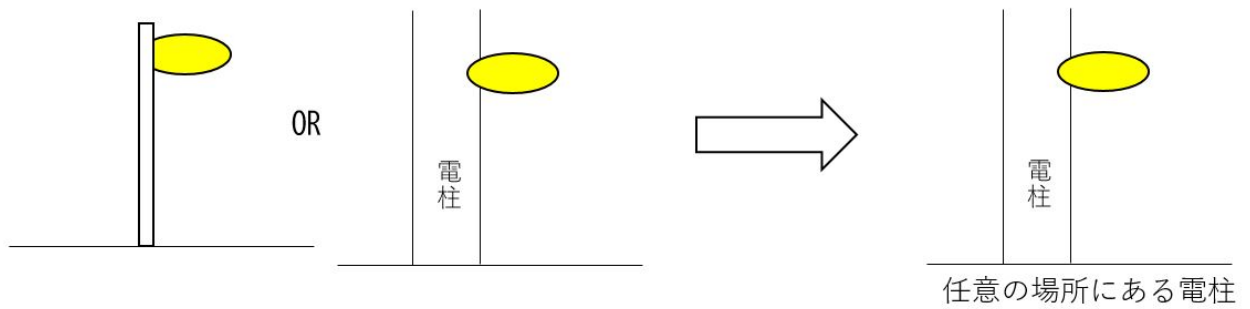
※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・ 防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・ マンションや24時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

【付替制度の留意事項】

- ・ 付替元の（撤去する）灯具は、市の維持管理する電柱共架型・鋼管ポール型いずれも対象です。
- ・ 灯具の付替先は、横浜市防犯灯設置基準を満たした場所にある、未だ灯具のついていない電柱に限ります。鋼管ポール型防犯灯の付替え（鋼管ポールを抜いて、別の場所に設置）はできません。
- ・ 令和7年度からは、常時受け付けます。
- ・ 申請には、防犯灯見守り及び手続関係の手引を確認の上、LED防犯灯付替申請書兼撤去申出書の提出をお願いします（必要に応じて土地使用承諾書兼誓約書も必要）。

＜付替えのイメージ＞



IV 記入見本

1 令和7年度LED防犯灯新設申請書（電柱共架型）【提出書類1】

【申請締切】

令和7年5月30日（金）必着

提出書類 1

※区役所記入欄

区 名	区
整理番号	— — /

令和7年度LED防犯灯新設申請書【電柱共架型】

審査・調査に必要ですので、記載をお願いします。

横浜市長

記入日 令和7年 月 日

申請書を記入した日付です。

貴自治会町内会の中での
優先順位

位

自治会町内会名：

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名：

代表者電話番号：

屋間に連絡のとれる
電話番号を記入してください。

代表者と連絡先
が同一の場合は
記入不要です。

連絡者氏名：

連絡者電話番号：

LED防犯灯について、次の場所への設置を申請します。

なお、防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の発見・連絡及び繁茂した草木の除去等）は自治会町内会で行います。

【電柱番号について】

- 1 申請する住所及び電柱番号を記入してください。
（住所・電柱番号を記入してください）

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。
電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

住所	区
電柱番号	（例：東電柱の場合「横浜123」・NTT柱の場合「関内支R7/8」など）
電柱の場所	公道上 ・ 私道または私有地 （私道または私有地使用承諾書兼誓約書の提出が必要です）

【電柱の場所について】

- 2 周囲の状況（該当する項目に○を記入してください）

電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

チェック欄	項目
	周囲に屋外照明灯が無い
	その他（具体的に記入してください） 理由：

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。



※申請1か所につき
※ボールペン等で記入してください。

表面付

令和7年度 LED防犯灯新設申請書（電柱共架型）【提出書類1】（裏面）

3 申請場所写真

（設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真の添付をお願いします。）

設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。

- ・枠内に上から貼り付けてください。
- ・縦横どちらの向きでも構いません。
- ・別紙に添付したものでも構いません。



- ・周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

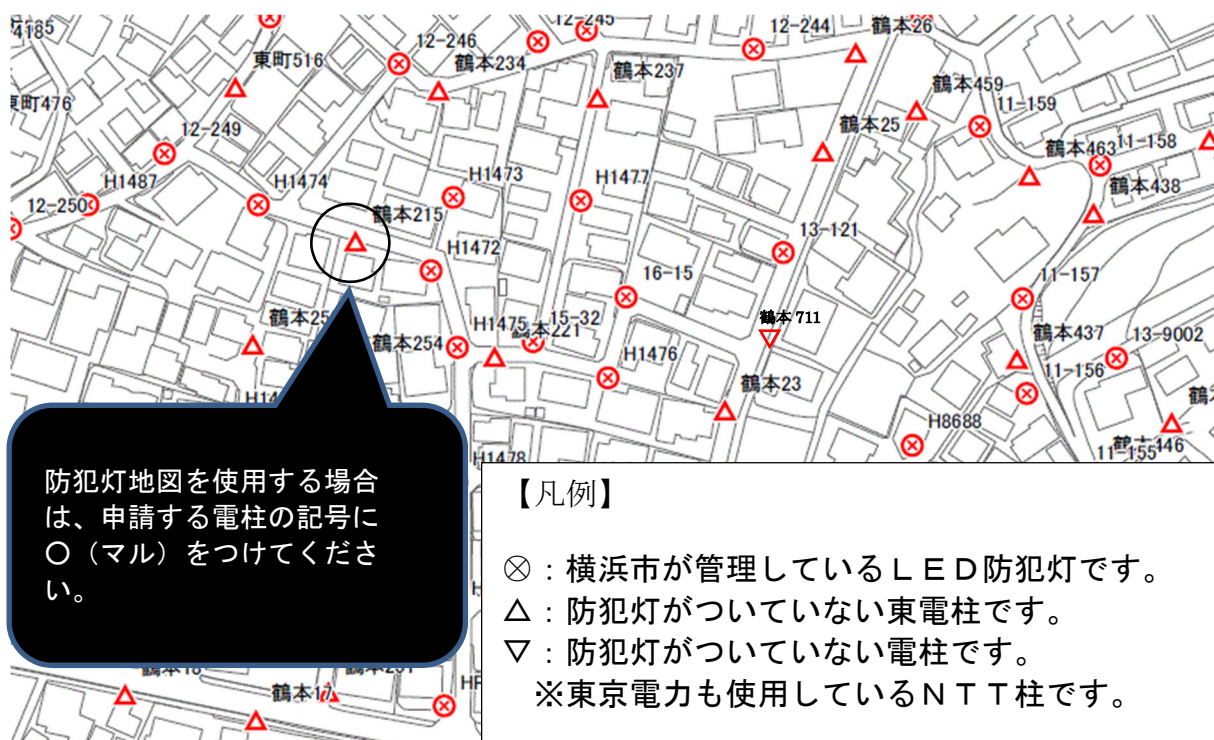
チェック欄	項 目
☐	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
☐	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和7年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
☐	設置希望場所を記入した地図（防犯灯配置図等）を添付しています。
☐	設置希望場所が公道・私有地のため、「土地使用承諾書兼誓約書」を添付しています。（設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。）

【提出先】 区地域振

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

2 「防犯灯配置図」の記入方法（任意の地図で構いません）

（例 1）防犯灯地図を使用する場合



※ この地図は防犯灯の申請以外の目的で使うことはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません。

（例 2）任意の地図を使用する場合



3 土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

提出書類 2

土 地 使 用 承 諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)
横 浜 市 長

承諾書を記入した日付です。

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「LED防犯灯新設申請書(電柱)」で記入した住所と同様となります。

承諾する土地：横浜市 _____ 区 _____

承諾する電柱名(番号) _____

約 事 項

電柱名を記入してください。
(複数ある場合は、すべて記入してください)

住 所 _____

氏 名 _____

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の氏名を記入)

印

土地の所有者が記入、押印してください。
※自署した場合は押印を省略できます。
※スタンプ印は無効です。



【参考】電柱の所有者の見分け方

東京電力も使用しているNTT柱

(1) プレートが1枚ついている場合

プレートを付けている会社が電柱の所有者となります。

(2) プレートが2枚ついている場合

下側に付いているプレートの会社が電柱所有者となります。

(3) プレートがついていない場合

プレートがついていない電柱へ申請される場合は、市民局で所有者を調べますので、具体的な場所(住所)等をお知らせください。